

非公募により指定管理者を指名する施設とその理由

No.	施設名 指定期間	指名する指定管理者 (新規・継続の別)	選定方法	非公募の場合、その理由 (公募等の場合でも特記事項等あれば記載)	選定根拠	所管
1	むかわ町穂別高齢者グループホーム「みのり」 R8. 9. 1～R18. 8. 31 (10年間)	社会福祉法人 愛誠会 (継続)	非公募	<p>当該施設は認知症高齢者の生活施設であり、入居者と施設管理者間の信頼関係及び生活環境の継続性と安定したケア体制の確保が重要な施設である。</p> <p>現指定管理者である法人の役割と、施設の設置目的、機能が一致しており、かつ、これまでの実績から、施設利用者及び家族との間で信頼関係が築かれており、今後も適切な運営が期待できる。</p> <p>また、グループホームは、単体の運営では採算面から参入が困難とされるが、同法人は軽費老人ホーム、特別養護老人ホームと一体的に運営する中で、職員配置、入所者の調整を行うことができ、安定的な利用、運営が図られるため。</p>	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第4号及び第6号	保健介護課 健康グループ
2	四季の館 R8. 9. 1～R18. 8. 31 (10年間)	株式会社 果夢工房 (継続)	非公募	<p>株式会社果夢工房は、四季の館の管理運営を目的として、町と民間が共同出資して設立され、同施設の管理運営を行っており、団体の役割と施設の設置目的・機能とが一致し、かつ、当該施設と密接不可分な関係にある団体に該当するため。</p>	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第7号	経済建設課 商工観光戦略グループ
3	むかわ町商工会館 R8. 9. 1～R18. 8. 31 (10年間)	むかわ町商工会 (継続)	非公募	<p>むかわ町商工会は、商工会法に基づき設立された特別認可法人であり、町内商工業者の経営の改善に関する相談とその指導、町内経済振興をはかるための諸活動及び社会一般の福祉の増進に資することを目的として幅広い活動を行っており、当該団体の活動が施設設置目的に合致している。</p> <p>また、平成14年12月の供用開始から継続して管理運営を行っている実績から、今後においても施設の効果的かつ適切な管理が期待できるため。</p>	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第7号	経済建設課 商工観光戦略グループ
4	ぼぼんた市場 R8. 9. 1～R13. 8. 31 (5年間)	ぼぼんた市場運営管理組合 (継続)	非公募	<p>ぼぼんた市場運営管理組合は、むかわ町が設置した特産物直売所施設等の有効利用を通じて、むかわ町の特産物振興を町と一体となって進めている。</p> <p>本団体は、ぼぼんた市場を管理及び運営することを目的として設立された団体であり、むかわ町の特産物の宣伝や販売を積極的に実施してきた実績がある。</p> <p>施設の設置目的と団体の設立目的が合致しており、今後も魅力ある施設として施設利用向上が期待できることから、ぼぼんた市場運営管理組合を施設管理者として選定することが望ましいため。</p>	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第7号	経済建設課 商工観光戦略グループ

No.	施設名 指定期間	指名する指定管理者 (新規・継続の別)	選定方法	非公募の場合、その理由 (公募等の場合でも特記事項等あれば記載)	選定根拠	所管
5	鵜川高等学校生徒寮 「鵜川三気塾」 R8. 9. 1～R13. 8. 31 (5年間)	「鵜川三気塾」管理委員会 (継続)	非公募	鵜川高等学校生徒寮「鵜川三気塾」は、同校の部活支援や青少年寄宿支援を行う目的で設置されており、支援活動を行う目的を持つ有志により組織された「鵜川三気塾」管理委員会が指定管理者として実績を持っており、今後も適切な管理を行うことが期待できるため。	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第7号	生涯学習課 生涯学習グループ
6	汐見共同井戸 R8. 9. 1～R18. 8. 31 (10年間)	汐見第二水道組合 (継続)	非公募	当該施設は、汐見地区における住民の生活環境の改善と健康管理の向上を図るために設置された施設であり、施設利用者で構成された汐見第二水道組合が管理することにより、設置目的の効果および利用者の利便の向上が図られる。 また、これまでも施設の管理を行っていることから、施設管理運営や利用者について理解が深いため、引き続き汐見第二水道組合を指定管理者とすることが最も適当であると考えられるため。	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第5号	経済建設課 上下水道グループ
7	汐見1区飲料水供給施設 R8. 9. 1～R18. 8. 31 (10年間)	汐見1区水道組合 (継続)	非公募	当該施設は、汐見地区における住民の生活環境の改善と健康管理の向上を図るために設置された施設であり、施設利用者で構成された汐見1区水道組合が管理することにより、設置目的の効果および利用者の利便の向上が図られる。 また、これまでも施設の管理を行っていることから、施設管理運営や利用者について理解が深いため、引き続き汐見1区水道組合を指定管理者とすることが最も適当であると考えられるため。	「むかわ町公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例施行規則」 第5条第5号	経済建設課 上下水道グループ